



とうべつ議会だより

おもな内容

- ▶議長選挙 2
- ▶第4回臨時会 議案審議 3~9
- ▶所管事務調査・海外視察報告 10~12
- ▶第5回定例会 議案審議 13
- ▶一般質問 14~27
- ▶議員提案、請願・陳情 27
- ▶議会のうごき 28



議長に青山義虎氏当選



当別町議会議長である谷保茂一氏は、平成八年九月二日付で議長辞任願いを出し、九月十七日開催の第四回当別町議会臨時会において許可され引き続き議長選挙が行われました。その結果、青山義虎氏が投票選挙により、当選されました。

昭和五十年当別町議会に当選後、連続六期目。
文教厚生常任委員長、産業常任委員長、建設常任委員長、
総務常任委員長、議会運営特別委員長等を歴任

対雁通在住（七十才）

選挙結果

青山 義虎	十八票
内海 英徳	二票
白 票	一票

教育委員に

大澤 勉氏（五十九才）
稻村 政光氏（四十四才）

両氏を再任



稻村政光氏



大澤 勉氏

教育委員大澤勉氏は
九月三十日、稻村正光

氏は十月十九日をもつて任期満了となるので、再任について町長より提案があり、議会は、満場一致で同意しました。

第四回臨時会で議長に青山議員が就任されたことに伴いその職責上、個々の委員会に所属することは適当でないと言う理由から、建設常任委員会委員、議会運営委員会委員学園都市線電化・複線化促進特別委員会委員を辞任し、前議長の谷保議員が総務常任委員会委員に新委員として就任しました。

また、第五回定例会で、欠員となっていた議会運営委員会委員に菊崎議員、田畠議員学園都市線電化・複線化促進特別委員会委員に内海議員が、それぞれ新委員として就任しました。

信頼を回復し 町民と歩む議会

当別町議会

議長 青山 義虎

このたび谷保議長の辞任に当り、ただいま心温まる各議員のご支援をいただきました。

心から厚く厚く御礼を申し上げる次第でございます。

もとより、浅学非才な私でございます。身に余る光栄、そして感激いっぱいです。

さて、言うまでもなく、本年の4月には我が当別町も2万の人口に達したところでございます。今既にその増えつつある時期でございます。そんなときこそ、今は議会を本当に全町民がしっかりと信頼をしていただける議会にと、こう思ってお

りますし、また一番今問われている時期だというふうにも私はとらえている一人でございます。そんな中で議会運営に全力を投球すべく決意を新たにしているところでございます。どうぞ、各議員におかれましても、一層のご指導、ご支援のほどを心からお願いをする次第でございますし、町長はじめ町民皆さんにも今まで同様、ご協力とご支援のほどを心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案審議

第4回臨時会

町長及び助役の給与の減額に関する条例制定など十一議案可決

平成八年九月一日から同年十月三十一日までの間における

H8.9.17

工事二千三百九万三千円などを増額し、歳入歳出予算総額が百十四億九千百十四万九千円になりました。

案がされ原案可決しました。
・方 法 指名競争入札
・金 額 八千百三十七万円
・相 手 方 重原建設株式会社

□(仮称)西当別コミュニケーションセンター新築工事

(建築主体工事) 請負契約
工事請負契約を締結する提

金額五億七千三百七十
方法指名競争入札

相手方
辻野・岩田特定建設工事共同企業体

□(仮称)西当別コミュニティ

(機械設備工事) 請負契約
工事請負契約を締結する提

案がされ原案可決しました。

相手方 池田・大栄建工特
三万円

定延譜二事共同年
業体

□(仮称)西当別コミュニケーションセンター新築工事

工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

第一六七条の二第

石狩北部地区消防事務組合
規約の一部を改正する規約の
制定

□ 専決処分の承認
札幌広域市町村圏振興協議会規約の一部を変更する規約の制定
広島町及び石狩町の平成八年九月一日市制施行に伴い、札幌広域市町村圏振興協議会規約の一部変更が承認されま

□ 平成八年度当別町一般会計
補正予算（第二号）
田畠二地区排水路災害復旧
暫定的に減額措置するため、
条例を制定しました。
(審議経過は、別途掲載)

- ・金額 八千二百八十一万二千円
- ・相手方 北成建設株式会社
- 当別分屯基地周辺障害防止対策事業防災ダム工事請負契約
- 工事請負契約を締結する提契約

□(仮称)西当別コミュニケーションセンター新築工事
(電気設備工事)請負契約
工事請負契約を締結する提
案がされ原案可決しました。

競売入札妨害事件関連で活発な討論

第4回 臨時会

一項第六号の規定
により随意契約
八千五百四十九万円

・金額

大栄・未廣屋・平
特定建設工事共同
企業体

□平成八年度春日団地建替工事(建築主体工事)請負契約
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

□平成八年度春日団地建替工事(給排水衛生施設工事)
請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

□平成八年度春日団地建替工事共同企業体
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

第一六七条の二第二項第六号の規定
により随意契約
八千五百四十九万円
が受け、町長、助役の責任と
して、給料一〇%、二ヶ月の
減額を実施している実例があ
る。

競売入札妨害事件

議案第一号 平成八年九月一日から同年十月三十一日まで

こさないという決意を町長自身に語つてももらいたい。

今、組織ぐるみ的な内容が

柏樹議員 私の真意は、特に

の間における町長及び助役の給与の減額に関する条例制定について活発な討論がかわされ、採決の結果賛成多数で可決されました。

今、組織ぐるみ的な内容が町民の中に流布されているとすれば、町長にそのことに対する毅然とした態度を私は望みたい。そういう立場でこのみずからを処分するこの条例の提案に際して、町長にその決意を併せて伺いたい。

千葉議員 趣旨説明で、町長が道義的責任、助役が監督的责任と私は受けとめたが、町長、助役の減俸しなければならない責任の分野を明快にし

本町の場合は、部長職がかわった事件であり、私は本当に過去の事例に比較しても最も重い責任のとり方と言うことで理解願いたい。

又、この審議中競売入札調査特別委員会設置の動議が提出されました。採決の結果賛成少数で否決されました。

今しなければならないことは、再度このような事件を起きたときに方策が町民の信頼回復につながる道だと考

えていた。したがって、入札契約制度検討会の設置をしており、その方針に従つてより公正な入札執行に努め、職員の管理監督についても十分な配慮をしていきたい。

町長 私は、清潔、公平を旨として町長になつた立場であり、このような事件を起こしたことは、誠に申しわけない

主な質疑 柏樹議員 六月の議会でも一定の経過、事実等について審議がされたが、今の時点でも、しかも判決が出た時点で、町長がこういう判断をした基準について伺いたい。

又、清潔、公正をうたつて当選した町長として、非常に残念なこの事件を再び起させないと、これは制度的にも雰囲気的にもそういうものを起

る。又、他町村での事例や、地方自治法についても伺いたい。

川村(勇)議員 質問していく上で必要なので、春日団地建替工事にかかる企業体の誓約書を資料として提出願いたい。

町長 六月議会でも答弁して

かわった事例であります。私はこの件についても十分な

次に、千葉議員の質問だが、今回のようないい競売入札妨害罪についての類似市町村の実例は少なく調査の結果、平成五

年の木古内町の係長職の事件があり、罰金五十万円の判決を受け、町長、助役の責任として、給料一〇%、二ヶ月の減額を実施している実例がある。

今後は職員にも十分徹底を

し、また、業界の関係などに

ついても、現状では検討委員会等で検討した線に沿つて措

置をしており、だんだん改善

になつてきているが、指摘を受けたことを旨として、今後も職員の指導も含めしつかりした対応をしていきたい。

千葉議員 町長は道義的責任そして助役は監督責任となつてゐるが、両方じゃないのか、助役に監督責任はあるのか。助役の答弁。町長は、監督責任はあつたのか無いのか。

今回の事件について監督不行き届きと言う面についての責

任は十分に反省しているし、分担だと理解している。

町長 監督責任がないということではなく、道義的責任も監督責任もあるということです。

提案理由

町長 平成八年九月一日から

同年十月三十一日までの間に

おける町長及び助役の給与の減額に関する条例制定につい

て、提案理由の説明を申しあげます。

前建設部長が競売入札妨害に関与し、逮捕、起訴された事件につきましては八月三十日判決が言い渡され、九月十二日でその控訴期間が切れ罰金百五十万円が確定しましたので、職員懲罰及び賠償審査委員会からの具申や上部機関

理解願いたい。

林議員 懲罰委員会の構成メンバーと、その論議された内容をつまびらかにして欲しい。

総務部長 助役、収入役、教育長、部長が六名、計九名の構成である。審議の内容については、個人的なプライバシーの関係もあり、秘密事項となつてるので公開できない。

林議員 委員長は、だれか。
総務部長 助役である。

林議員 今、町議会、それから町役場含めて議長の問題、助役の問題も近藤前部長の名前も、冒陳を含めて名前が挙がつていて、その当事者が委員長とはどういうことなのか。

助役は当事者じゃないのか。

町長 職員懲罰及び賠償審査委員会規定の第二条により、助役が委員長となつており、公平公正に審査がされていると私は信じている。

林議員 名前が再三再四新聞紙上に挙げられている助役が

委員長のしかも懲罰の対象がはつきりしている人を処分する委員会に、今町長が言う町の規約で助役が委員長だと言ふことは納得できない。

堀議員 助役の懲罰委員会のことについての疑惑があるようだが、これは、町長や助役の審議をしたわけがないと思う。当然停職二ヶ月が軽いのかといふことが問われている。

決して正常な形の報道の仕方はないと思うけれども、

前科二犯だということで近藤前部長に対する中傷、誹謗も

流布されていることも承知しているが、前科二犯という中身について町長はどうおさえているのか。私は、そのうち一つだけは近藤前部長に聞い

て間もないころの交通事故で車にぶつかりました。前科二犯と書かれた経緯、

犯したように聞こえるものである。近藤さんの事件を担当した弁護士さんに聞いたが、今までの前科二犯の中身は今

度の事件に連動する何らの作

用も与えない事件だと、だか

ら、それは心配しない方が良

いと話を受けている。

町長部局の方でそういうことを明らかにしないから、このような疑問が出てくる。

参考人として呼ばれた人が

懲罰委員会に入っているのが良いとか悪いとかとなると、助役以外に部長の中にも参考

人として、事情聴取を受けた人がいるはずである。私は、

助役以外に部長の中にも参考

人として、事情聴取を受けた人がいるはずである。私は、

少なくとも今議題となつていいく決意をしておりますので

ご審議をいただき、原案のとおりご決定をお願いいたしま

て、全議員が納得するまで、全町民が納得するまで議論を尽くすべきだ。六人の方々が臨時議会を要請した経緯等もあるが、町長が告示したけれども議会に対しても、いまだ

ない状況である。町長部局はもつと明快に、職員が一定の数、事情聴取を受けた経緯、

経過、そして懲罰委員会が不適切であつたかどうか、それが胸を張つて答弁をして欲しく。

総務部長 裁判長も罰金の前科以外に前科がないことが、情状の酌量の理由の一つになるとの言葉もあるし、前科の中身については、過料千円から一萬円、罰金一万円以上、それから交通裁判所へ行つて罰金を納めた。これも前科になる、前科の中身は、そういうことであるので、停職二ヶ月ということで町長が措置したという中身である。

又、警察に参考人ということで事情聴取されている部長は二名である。

林議員 議案第一号は、懲罰委員会の過程が非常に重大であり、近藤前部長に対する停職二ヶ月と降格というのは、大方町民を納得させるものではない。懲罰委員の構成自体、そして委員長が助役だという

する関心、激励、様々な形での態度を示すことが今、最も求められていることではないかと思う。

贊成討論

島田議員 平成七年度に発生した今回の競売入札事件については、今回議長は辞任するということで、議会側の責任はそういう形で取られたのかかもしれないが、まだまだ競売入札事件そのものについて十分審議がされていないと私は認識している。私は今一段階では、平成六年度の春日団地の入札はどうだったのかと、その件については一切調査した経緯がないし、先ほど近藤前部長を本会議に呼んで、聞きたかった分けであるが、それは議会法上無理ということ出来なかつた。

しかし、冒頭陳述の中で近藤前部長は平成六年度の春日団地の工事についても議会筋から圧力があつて泰進建設があつてはいけないし、それを究明するのが議会人の責務であると思う。



春日同地

又、七月十二日の公判で、町を代表する立場にいた総務部長が、近藤前部長の証人喚問の証人として、裁判所で証言をしている。近藤前部長に復職してもらいたいということを証人という立場で証言されている。これらのことと私は議員として、また一町民として、なぜ悪い罪をした人を役場に戻して欲しいというふうに、町を代表する人がああいう証人喚問で証言するのかはな。しき慣行がある裁判の公判の中で明らかにされたのではないかと思う。本当の原因は何だつたのか、これをやはり今後も究明し、調査特別委員会を作るべきと考え、私は特別委員会設置について賛成である。

島田議員 議会での発議や指摘を十分尊重した姿勢が、今回提案された給与の減額条例では全く見られない。又、事件発生後も一貫して近藤前部長の個人による事件と答弁していたが、裁判所が官民一体となつて恒常的な悪しき慣行が当別町にはあつたと厳しく批判されたように、伊達町政が行政組織ぐるみで入札制度を選挙の報復に悪用していたのではないのか。検察官や裁判長が述べたように、入札制度を形骸させたのは事実であり、一部長の近藤一人で出来るものではない。先ほど辞職するものではない。

反對討論

(起立者五名) 本案については、競売入札調査特別委員会設置の件は、否決されました。

第一号議案について、質疑を行います。

第一号議案第一号に対しても、反対討論二議員・賛成討論二議員登壇

された谷保議長と助役が意志の疎通ができる、近藤前部長が実行していたことは明白な事実である。谷保議長から頼まれたとき、助役は公然と断らなかつたばかりでなく、入札指名委員長としても職権を濫用していた疑いがある。現在も委員長をしていることは、誠に認めがたいことであつたといつてゐるが、自らけじめをつけて辞任すべきである。監督責任という程度ではないはずである。町長は、清潔、公平をうたつてゐるが、それは言葉だけではないのか。平成五年四月十日、これは住民登録されている。町長選挙のために娘の住民票を動かしてゐたのではないか。これは、誠に遺憾な行為であり、詐欺行為の疑いが持たれても仕方がない。

更に、事件発生後個人的な犯罪であり、役場内の組織的な性格のものではないと答弁してきたが、これも裁判で当別町には官民一体となり悪しき慣行があつたと断じられた。

谷保前議長と飯田助役は泰進の件で話し合つて意志の疎通が出来たから、前議長は山

やつて行かなければ住民の負託に答えていけない。

私自身もそのように押さえている。今度の事件によつて多くの町民の信頼を失つたことは、誠に残念ではあるけれども、それぞれ管理責任のある町長、助役、近藤の処分についてはやむを得ないと判断している。そういう意味からこの議案については賛成する立場で討論に参加させていた

反對討論

本へ連絡した。民間業者の利権に対する要求を前議長が根本から否定するものである。

指名委員長である助役が、なぜ毅然と断らなかつたのか。

ここに助役の重大な誤りと責任がある。近藤前部長は助役が納得している事を感じ実行する気持ちに変わつたことを誰にでも判る様に冒頭陳述している。議会には、警察が調べて罪にならなかつたものを、議会で何を調べるのだといふ話がある。しかし、刑事罰は受けなくても住民福祉に反する行政と云うものは、常に議会がチェックしなければならない。従つて、刑事罰と行政処分とは別であることを正しく認識すべきものである。

助役は、家宅捜査され自分の書いたメモ帳を証拠に、町長が業者いじめをしていた事を細かに調書を取っていたのは事実ではないか。いつどの様な事を町長が指示したか、そこにはどの様な人物がいたか、助役は全てメモにしてあつた為に、それが押収されたという事は事実ではないのか。

外しても犯罪ではないが、それは指名入札の形骸化につながつたのではないか。泰進を指名から外したかつたと云われている近藤前部長が泰進に予定価格まで何故教える心境になつたのか。近藤前部長は前議長と助役が意志の疎通が出来てゐる事、その背後に町民の存在を承知しているからではないか。私はこの場合刑罰は裁判所が決めた通りであると考えるが、行政的な処分は、やらせた者に厳重でなければ社会正義は保たれないと確信している。過去にも、役場に家宅捜索があつたが、議長室や助役執務室が捜索された事はなかつたと思う。司法が犯罪を罰するのは、法の範囲でしかないが、行政は不公平や不平等を正さなければならぬと考へる。町長は、後援会の意向だからこの業者がだけは指名からはずすといつてその様な不公平は止めるべきだという職員と対立した事実はなかつたか。その頃議会にてその様な不公平は止めるべきだよりも業者にけじめを付けると書かれている。全ては、町長の周辺から始まつてゐる事である。町長擁護の議員発言に守られてチエック機能が働かなければ行政は腐敗していくのである。町長は、動議

贊成討論

りの間これを真剣に捕らえ、本当に重大な事件が起きたなということに対処してきた。

しかし、この議案第一号、そしてまた議長の辞任について、関連の議案が今日この臨時会で、私ども議論のする立場を見た。一人一人の意見を私も重視し、メモしながらこの時間までまいつたところで、あるが、私はるる言われた中での議長の辞任や、そしてまた町長、助役のこの条例案改止、そして、また当の本人である近藤さんについては、刑事罰以外に地公法による対処や停職という大きな罪を背負つて

チエツク機関にいる限り、後世にもこのようなことのないよういろいろな規則等を重視しながら、皆さんと力を合わせて進むことが町民に対する対応と考える。よって、この一号議案に賛成という考へでいることを意見で述べさせていただく。

青山議長 討論を終わらせていただきま
す。 それでは、以上で
この本案について、賛成の
方は起立を願います。 それでは、本案につきまし
ては採決を行います。 採決は、起立によつて行い
ます。

本案については、起立多数でございます。

（十四名）よつて、本案は原案のとおり決定いたしました。

尚、プライバシーに係わる質疑については、掲載しておりません。

時間までまいったところであります。が、私はるる言われた中での議長の辞任や、そしてまた町長、助役のこの条例案改正をして、また当の本人である近藤さんについては、刑事罰以外に地公法による対処や停職という大きな罪を背負つて

所管事務調査

各委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務を調査する権能を有しており、この固有の権限に基づく所管事務の調査のことをいう。

終る



総務・産業 常任委員会

日程 平成8年9月9日～12日

研修地

- ・長野県望月町
- ・長野県小海町
- ・山梨県竜王町
- ・山梨県白根町

テーマ

- ・中山間地域総合整備事業について
- ・商工業の振興について
- ・土地利用計画について
- ・財政状況について
- ・入札制度の概要について



議会運営 委員会

日程 平成8年8月6日～8日

研修地

- ・網走郡美幌町
- ・紋別郡遠軽町

テーマ

- ・議会運営について



平成 8 年度の道外各委員会所管事務調査が行われましたので、所管事務調査研修写真に替え報告させて頂きます。
各委員会のそれぞれのテーマに基づき、道外他町村の施策の状況等をつぶさに調査しましたので、本町行政の推進に積極的に役立たせたいと考えています。

平成 8 年度 所管事務調査

建設・文教厚生 常任委員会

日 程 平成 8 年 9 月 9 日～12 日

研修地

- ・長野県中条村
- ・長野県下諏訪町
- ・群馬県富士見村
- ・群馬県甘楽町

テー マ

- ・老人福祉センターについて
- ・文化センターについて
- ・区画整理事業について
- ・都市計画について
- ・都市公園について



群馬県富士見村



長野県下諏訪町

当別大通整備促進審査 特別委員会

日 程 平成 8 年 11 月 5 日～7 日

研修地

- ・宮城県利府町
- ・福島県原町市

テー マ

- ・街路事業について
- ・駅前広場及び自転車駐車場について
- ・土地区画整理事業について



平成八年度議員海外行政視察報告

本年度は、北海道町村議会長会の海外地方行政調査団に小武・湯浅両議員が参加し、八月二十六日から九月七日まで十三日間、オランダ他四カ国を行政視察し、議長に報告されましたので要約して掲載します。

私達は、八月二十六日千歳を二時半に出発、成田にて結団式が行われ、二十七名でB班が結成された。翌日オランダのアムステルダムに向かつて十一時半に成田を出発したが、約四時間飛行してシベリア上空で機内に急病人が出たとの事で急遽千歳に戻る。

その途中積丹の上空で機体を軽くする為、燃料を十トン放出したしなければならなくなり、約十三分間に恒り放出。二度と経験出来ない事でした。その後交渉の結果、又成田迄戻り午後七時過ぎに再びアムステルダムに向かった。現地時間で(七時間差)一時五分に到着、その後ホテルへ移動し午前四時頃に休む事が出来ました。二十八日は、アムステ

ルダム市内会議室にて、公式訪問が行われオランダ農林漁業省より環境管理政策担当、国際関係政策担当、中央青果競売市場協会広報部取締役が出席し①農業経営の実態について②EC体制発足後のEC内農業状況③EC域外との農産物輸出入バランス・収支状況④ガットウルグアイランド決着後のEC農業事情について⑤農業振興政策についての公式セミナーが行われました。



馬鈴薯十九・五ha、ビート十二ha、タマネギ四ha、芽キャベツ三ha、インゲン豆五ha、小麦十四haの作付を五十二歳の主人と奥さんとの二人で経営されています。二戸の農家に収支バランス、後継者対策についての質問をしましたが日本農業と同じく厳しい状況でした。

九月三日、イギリス・ondonの隣サリー州で研修チームを議会と地方自治システム、環境美化、社会福祉について州庁を訪問、来日したこのある女性知事レディー・マーティンセミナーが行なわれました。その後世界最大の干拓地に向かい、干拓記念館を視察、その足で酪農家ホーランタ氏の酪農事情を研修しました。海面より4m低い土地だそうですが、七十haの土地で十五頭の乳牛を飼育し、雇用企業税(国が徴収)三分の一、三分の一、地方税が三分の一、企業税(国が徴収)三分の一で出来ています。年間の予算は六億二千三百万ポンド、イギリスの十大企業に入る金額です。予算は主に三つに使われます。教育に半分位、次に福祉で五分の一、他は国道以外の道路整備等となつていて。政府に対する陳情とか接待は全く無い、そのような事に支出されると大問題になるようです。土地利用企画の担当者は、環境ごみ処理に取り組み國の規制、ECヨーロッパ全体の規制を守りロンドンを中心とする半径三十マイル圏内を、グリーン・ベルト指定地域で厳しい環境保護がとられ

トーマスさんの歓迎を頂きました。国の機関には選挙による議員と貴族の貴族院と二院制で中央議会があり州議会(県)は地方議会です。サリー州は、人口百万人で議員は七十六名、(内女性三十名)で無給ですが、交通、電話、郵便等の実費経費は支払われます。議員は職員と同じく仕事が分担された事に基づき地方政治を行う州の権限、経済、事業、財政等を中央政府が検査し会計監査を行う州の財政は、政府が三分の一、地方税が三分の一、企業税(国が徴収)三分の一で出来ています。年間の予算は六億二千三百万ポンド、イギリスの十大企業に入る金額です。予算は主に三つに使われます。教育に半分位、次に福祉で五分の一、他は国道以外の道路整備等となつていて。政府に対する陳情とか接待は全く無い、そのような事に支出されると大問題になるようです。土地利用企画の担当者は、環境ごみ処理に取り組み國の規制、ECヨーロッパ全体の規制を守りロンドンを中心とする半径三十マイル圏内を、グリーン・ベルト指定地域で厳しい環境保護がとられ

てている。しかし、開発と保護の両論で圧力が凄いのは我が国と同じです。ごみ処理は、埋立が主で個人が受けている。厳しい状況になり、リサイクル等減量対策に取り組んでいる。焼却はせず煙害を重視し今後発電のエネルギーにと研究されている。福祉では、老人ホームを視察、最も希望が多い在宅ケア・デイケア等老人に対する福祉は進んでいる。

医療制度は、国民保険に入し家庭医に登録され、どんな病気でも先づ登録医に行き状態により専門医が紹介される。日本のように個人が病院を探すことはない。健康管理と医療費対策である。地方分権、ゴールドプラン等で新しい制度を考える時、参考とすべき課題は多い。

皆さんの理解のもとに研修が出来ました。厚くお礼を申し上げ今後の町政の為に活かして行きたいと存じます。有難うございました。



議案審議

新生産調整推進対策地域 調整推進事業補助金など 10議案を可決！

第5回定例会
H8.9.24~27

□ 教育委員会委員の任命について

大澤勉氏を再任する提案がされ原案同意されました。

□ 教育委員会委員の任命について

稻村政光氏を再任する提案がされ原案同意されました。

□ 平成八年度当別町一般会計補正予算（第三号）

新生産調整推進対策地域調整推進事業補助金六億九千六百三十四万五千円、道営土地改良事業負担金六千百五十二万八千円、除雪経費二千八百八十二万二千円などを増額し、歳入歳出予算総額が百二十三億二千七百八十三万七千円になりました。

□ 辺地に係る総合整備計画の策定について

高岡辺地の公約施設の整備に伴い、総合整備計画が提案され、原案可決されました。

□ 当別町道路線認定

町道を認定する提案がされ原案可決されました。

・若葉四号線
・若葉三号線
・若葉二号線
・若葉一号線

・若葉五号線
・若葉六号線
・材木沢神社線
・ビトエ二号線

□ 平成七年度当別町歳入歳出

□ 平成八年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第一号）

一般管理費三百四十四万六千円、建設費八千五百六十一万四千円などを減額し、歳入歳出予算総額が十億九千六百四十九万六千円になりました。

□ 平成七年度当別町水道事業会計決算認定

吾妻代表監査委員より監査状況及び監査意見が述べられ議会は、議員全員を委員とする特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

□ 平成八年度各会計決算審査特別委員会

委員長 小武 正寿議員
副委員長 湯浅 俊一議員

決算認定

吾妻代表監査委員より監査状況及び監査意見が述べられ議会は、議員全員を委員とする特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

□ 平成八年度当別町一般会計補正予算（第四号）

中小屋小学校火災事故による、校舎、屋内体育館解体撤去工事一千七百二万六千円などを増額し、歳入歳出予算総額百二十三億四千四百九十九万九千円になりました。

しました。

人権擁護委員の候補者の推薦

任期満了に伴い、三富女里子氏を候補者として推薦した旨、提案され原案同意されました。

委員会報告第5回定例会総務常任委員会

本委員会は、平成8年7月25日、8月19日委員会を開催し、町長、助役、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重に審議の結果次のとおり報告する。

記

寒冷地福祉手当支給事業促進法の制度化を求める請願書 積雪寒冷地に居住する者にとり、冬期間の暖房は不可欠なものであります。その冬期暖房に要する灯油代等の支出は多大なものがあり、特に年金生活者や母子家庭などの生活費に重くのしかかっております。

積雪寒冷地に移住する社会的弱者の人々の冬期暖房にかかる負担を軽減し、安定した社会生活を送ることが出来るよう、市町村自治体が老人世帯や母子家庭・障害者に対して暖房費の助成給付を実施する場合、国が補助金を出すことなどを盛り込んだ「寒冷地福祉手当支給事業促進法」は緊急課題となっております。

よって、意見書を送付する必要があると判断し、本件、願意妥当と認め採択することを適当と認めた。

平成8年8月19日
当別町議会議長様

総務常任委員会
委員長 小武 正寿

将来の 飲料水対策は



泉亭 俊彦 議員

七議員が、町長の政治姿勢・将来の飲料水対策・保健行政・高齢者対策・環境保全などについて、町長の考え方をただしました。

裁判長の判決は、司法の捜査等に裏づけされた犯罪事実に基づいたものであり、厳格に裁かれたものと受けとめていい。今後このようなことのないよう管理監督に努め、町民の皆様の信頼回復に全力を傾注をしていきたいと考えている。

町長 裁判の結果を厳粛に受けとめるということを、もつと町民にわかりやすく言うとどういうことか。

問 町長は事件発生以来、「検査の状況を見たい」と、あるいは司法の判断、「判決の結果を見たい」と話をしていたが、「組織的な構造的な不正が行われて入札が形骸化されている」と指摘した裁判の結果に対して、十七日の臨時議会での答弁は厳粛に受けとめると述べながら、量刑理由の中で「話は裁判長の主觀も入ることで、町が拘束されることではない」としている。

町長 裁判の結果を厳粛に受けとめ、町民の皆様の信頼回復を一層図り、信頼回復に努めています。

第5回定例会

七議員が、町長の政治姿勢・将来の飲料水対策・保健行政・高齢者対策・環境保全などについて、町長の考え方をただしました。



一般質問



入札妨害事件の判決をどう受けとめたか

問 町長は事件発生以来、「検査の状況を見たい」と、あるいは司法の判断、「判決の結果を見たい」と話をしていたが、「組織的な構造的な不正が行われて入札が形骸化されている」と指摘した裁判の結果に対して、十七日の臨時議会での答弁は厳粛に受けとめると述べながら、量刑理由の中で「話は裁判長の主觀も入ることで、町が拘束されることではない」としている。

問 町長は事件発生以来、「検査の状況を見たい」と、あるいは司法の判断、「判決の結果を見たい」と話をしていたが、「組織的な構造的な不正が行われて入札が形骸化されている」と指摘した裁判の結果に対して、十七日の臨時議会での答弁は厳粛に受けとめると述べながら、量刑理由の中で「話は裁判長の主觀も入ることで、町が拘束されることではない」としている。

問 判決の結果を厳粛に受けとめるということを、もつと町民にわかりやすく言うとどういうことか。

問 判決の結果を厳粛に受けとめるということを、もつと町民にわかりやすく言うとどういうことか。

町長 私は、組織的、構造的犯罪ではないと現在も考えていい。判決内容の犯罪事実と量刑の理由については、一般論として、今回の裁判長の指摘は現職の部長と元収入役の建設会社出張所長がかかわり、予定価格に近い価格を教えたことが犯罪として裁かれたりと思っており、私はこの事實を厳粛に受けとめている。

町長 私は、組織的、構造的犯罪ではないと現在も考えていい。判決内容の犯罪事実と量刑の理由については、一般論として、今回の裁判長の指摘は現職の部長と元収入役の建設会社出張所長がかかわり、予定価格に近い価格を教えたことが犯罪として裁かれたりと思っており、私はこの事實を厳粛に受けとめている。

又、町長は退職手当組合で一定の処置をすると考えている答弁をしているが、一定の処置といふのはどういうことなかな。

又、町長は退職手当組合で一定の処置をすると考えている答弁をしているが、一定の処置といふのはどういうことなかな。

町長 元山本総務部長は、平成四年六月に総務部長を退職しているので、その時点においては支払は妥当と考えていい。なお、今回の判決により退職手当組合は条例に基づき

町長 元山本総務部長は、平成四年六月に総務部長を退職しているので、その時点においては支払は妥当と考えていい。なお、今回の判決により退職手当組合は条例に基づき

復に努めると言つてきた。

裁判長の判決は、司法の捜

査等に裏づけされた犯罪事実に基づいたものであり、厳格に裁かれたものと受けとめていい。今後このようなことのないよう管理監督に努め、町民の皆様の信頼回復に全力を傾注をしていきたいと考えている。

問 一連の事件の中で当別町民と当別町に対して、著しく名譽を傷つけた競売事件、有印公文書事件、それらについて、退職金を支払うということが妥当だったと考えているのか。又、北海道町村職員退職金手当条例によつて、町が負担をしている部分もあるが、そういうことが妥当な支

出だつたと考えているのか。

それから、山本収入役については発覚ということではなく、健康上の理由でやめているとも答弁しているが、そのことについても答弁願いたい。

ていく所存である。

元収入役の退職金は

妥当だったか

一定の処置をすることと思う。



問 六月議会で、総務部長は退職後職員の非行が発覚した場合、退職金を返還することにはなつていいと、答弁したと思うが、それはどういう根拠に基づいていたのか。

問 六月議会で、総務部長は退職後職員の非行が発覚した場合、退職金を返還することにはなつていいと、答弁したと思うが、それはどういう根拠に基づいていたのか。

置とは退職手当条例の第十二条の二の退職手当の返納の項である。

総務部長 六月議会での答弁の中では返還はないと言つては、この件につきましては、一般職で退職金支給後事件が発覚して退職金の返還がされ

たという事例がないと言つたものである。又、この件については返還が必要ないと言つたものではないので理解願いたい。

生活水の確保と水源地域振興対策について
問 第四次計画の中で、当別ダムの関連についてであるが人口増を計画する場合、必要な生活水の確保について方針があれば答弁願いたい。
又、当別ダム上流のゴルフ場計画に反対の陳情が水道広域企業団に出てい

広域企業団でも一定の議論をするべく特別委員会の設置ををしているが、当別町として札幌市あるいは石狩市から、それぞれ出ている陳情に対しても、中止するのか。それとも、計画どおりゴルフ場建設を進めることか。

町長 人口と水がリンクすることは、十分認識をしている。

発議の水源確保の目途については、泉亭議員の三月の発議に、また島田議員の六月の一般質問でも一定の考え方を言つてゐるが、私は、これらも念頭に置いて、さらにはあらゆる角度から水源を探つてい

ないことを北海道と当別町に申し入れて欲しいということと、もう一つは、企業団として水源の水質保全について十分留意して、常に情報を公開して欲しいと言っている。

については、議員指摘のとおり、設置町村として真剣に対応している。無農薬による管理、肥料、使用量、汚水処理等の監視を初め、環境保全、水質保全等万全を期して進めるところを関係町村などに説明している。また、札幌市、石狩市、小樽市の各首長に対しても、

ちよつと休憩
特別多数議決

ちよつと休憩

- (1) 法律に特別の定めをしる場合は、次のとおりである。
出席議員の三分の一以上の同意

ア. 地方公共団体の事務所の位置を定める条例
イ. 秘密会の開催
ウ. 議員の資格決定
エ. 拒否権による再議
オ. 条例で定める重要な公の施設の廃止又は、長期独占的利用

(2) 出席議員の四分の三以上の同意（議決の際の定足数は、議員定数の三分の二以上）の出席）

ア. 直接請求による副知事、助役等の解職
イ. 議員の除名処分
ウ. 不信任議決

(3) 出席議員の五分の四以上の同意（議決の際の定足数は、議員定数の四分の三以上）の出席）

ア. 議会の解散の議決

し、牧場のあり方について検討をしていきたいと考えている。

問 三百町歩の町有牧野をゴルフ場に売りました、もう畜産振興はやめました、公社は解散しました、というわけにはいかないのではないかと思う。八十haを今後もし、継続的

に公社として機能を発揮していくためには、事業費はどのくらい見込むことになるのか。又、水源地周辺対策事業で地元が要求している総事業費とか要望の内容はどうなのか。

町長 草地造成改良工事費について調べたところでは、大

地域に根ざした

保健医療行政の推進

村上 弘志 議員



道立保健所の

統廃合について

問 道は地域保健法の基本方針、総合医療協議会の意見を踏まえて、保健所の機能充実と所管区域の見直しについて既存の保健所の存続を求めて陳情活動を繰り広げていると聞いているが、本町はどのような認識をもっているか。

又、保健所機能の見直し、所管区域の見直しについて、

町は国及び道からどのように説明を受け、どのような協議を行ってきたのか。

町長 当別保健所が歴史的に地域に根をおろして活動してきた経緯から見ても、本町のみならず石狩北部地域の住民が保健所に寄せる信頼と期待は高いものがある。保健所の持つている検査機能を初め、医師、保健婦による地域保健医療活動や、専門的な指導機能は市町村で整備充実をしていくことは実情では困難であり、当別保健所の存在は必要

不可欠と強く認識している。又、地域保健法の改正に伴う地域保健対策の推進についての協議と説明は、数回なされているが、保健所の統廃合に対する説明または協議については開催されていない。

問 この所管区域の見直しは、比較的専門性の高い保健医療サービスを提供し、地域単位の第一次保健医療圏とブライマリーケアを重視した保健医療体制を目指す第二次医療圏を設定し、第一次保健医療内と提携しながら、それぞれの機能分担をしながら住民のニーズにこたえる体制を確立するとなつていて。こうした変革は、本町の保健医療体制にも少なからず影響を与えるものと考へるが、町としてどのように考へておられるか。

この石狩圏においては、札幌市を中心に大きく変わりつつある。九月一日から北広島、

石狩両市が誕生、そして両市とも保健所の誘致に積極的な運動を行っていると聞いているが、保健所管区の見直しと同時に統廃合といふ合理化に惑わされないよう、しっかりと指針を持つて国及び道に対して対応されるよう求めるものであり、町長の意見を伺いたい。



ある。当別保健所に期待する住民の要望に十分答えていくため、保健所の機能を今より向上させ、強化する方向で体制の整備が図られるよう、保健所運営協議会や町村会とも協議をして、道に対して当別保健所の存続を強く要請していくので理解願いたい。

第三次総合計画の見直しについて

問 当別町第三次総合計画に組み込まれている当別ダム水

源地対策は、官民共同の事業が取り組まれており、既に民間が推し進めていた青山リゾート開発計画が挫折した。

今、カムイジヤンボリー高原開発計画も足踏み状態にあるのではないか。この計画については、道の環境影響評価審議会の答申において既に影響等を考慮すると、第二次医療圏に基づく設置案や支庁への統合などは保健医療サービスの低下を見ることは明らかで

中で道との対応について、企業

新総合計画に 広く町民の声を



内海 英徳 議員

貫くことを改めて表明するとともに、私に課せられた最大の責務は町民の皆様の信頼を回復するため職責を全うすることと考へてゐる。又、日常の仕事を進める職員に、私の

政治信条の徹底と人材育成を図り、行政組織が一丸となつて、議会の協力をいただきながら全力で信頼回復とまちづくりに取り組んでまいる決意をしていく。

に、今後町長としてどのよう
に対処されるのか伺いたい。

からも同様の質問があり、答弁しているが今回の事件の結果を真摯に受けとめ、この厳しさを教訓として生かし、私の政治信条の清潔、公平、公正を職員とともに、常に基本としながら町民の方々の声に耳を傾け、行政組織を挙げて全力で議会の協力を得ながら信頼回復とまちづくりに取り組んでいく。

まちづくりについて

問 三月あるいは六月議会に

において、町長は今年度から平成十年度まで三年をかけて基本構想、基本計画の策定を行ない、平成十一年から十年をかけて平成二十年を目指年次と

いて平成二一年を目標年次として、新規開拓のための研究開発費を計上する。また、新規開拓に伴う人材育成費も計上する。

会に詰問したいと答弁してあるが、審議会の構成は、いつどのように選ばれ、何人で構成されるのか、伺いたい。

又、新総合計画策定に伴う
まちづくりプランを募集し、



末広団地

JR石狩当別駅の周辺は、それぞれ整備中の広場を含め、一昔前とは違つたたずまいとなつてゐるが、一方、北海道医療大学前から中小屋にかけては、町が意図的に力を注がなければ町全体のまちづくりの中取り残されていくような気がしてならない。

石狩太美駅から中小屋駅まで六つのJR各駅を核としたまちづくりがなされたとき、当別町全体が点ではなく、一つの線と面でつながつた調和のとれた機能的な町並みができるのではないかと思うが、新総合計画に盛る考えはどうか。

町長 緑豊かな田園都市当別を形成するためにも、都市と農村は調和のとれた姿が望ましいまちづくりと考えているので、新しい総合計画策定に当つても、JR駅を核としていまちづくりについて十分検討を重ねていきたい。

問 住環境の整備の中で、住む人にとって最も文化的だと実感してもらえる最大のものは、水洗トイレ、下水道整備など考える。早急に農村地域の水洗化に努力を願いたいと考えるが、町長の考えを伺いたい。

町長 農村地域に対する排水処理計画は、集落形態及び投資率などを勘案し、個別の合併処理浄化層設置事業を導入したいと考えている。この事業は、本町の生活排水処理基

本計画を樹立し、道のヒアリングを受けた後、事業計画することになつてゐる。北石狩衛生施設組合でも同じく基本計画の策定を進めており、そ

の整合性を図りながら、できるだけ早い時期に事業化できよう取り進めていきたい。

られた町営住宅が数多くあるが、中でも特に老朽化が著しい下川団地は建物の損傷もさることながら、団地周辺の土地が低いところに雨がたま、寺田

地が低いために雨の多い時期などいつも湿地帯のようになつていて、健康上にも甚ざしくない状況である。下川団地の建替も含めて、団地

周辺整備の考え方も伺いたい。

法の大幅な改正がなされ、平成十年四月一日より適用されることになっている。この改正と本町の置かれている現状を踏まえ、公営住宅再生マフ

タープランの作成等を検討し、町営住宅の入居階層の拡

(19)

握、高齢者等に対する施策を考慮した中で、全町的な建替計画の作成を行い、町営住宅四線から十九線の交差点との対応は大幅に遅れそうだが、町の対策が後手後手になつているように見受けられる。

平成九年八月までに交差点整備を実施すると答弁されてるが、ここで改めて見解を伺いたい。又、国道二七五号線までの道央新道整備のタイミングと完成予定を伺いたい。

町長 十四線から十六線の完成が十二月十三日となつていいが、町道十六線から十九線までの交差点について、大型車に対応できない部分、特に交通の流れから予測すると、町道十九線の右左折が増大する予想される。その対策として開発局では、平成九年八月までに十九線の交差点改良を施行し、国道としての供用開始に努めると伺っている。

平成十四年ころには二十七線までの二車線、供用開始を見込んでいると伺っているので、大幅な交通量の増加が予想され、二七五号から三原大橋の区間の指定が早急に決定

され、一日も早い事業着手を国に強く要請していく。

問 国道二七五号線の拡幅計画はどうになっているのか。又、国道三三七号の整備の中歩道の設置方法、車道と歩道の高低差が著しい箇所、国道から町道への取りつけ部分、この辺の事情は開発局とどのように打合せをしているのか、住民の希望、要望をどのように国へ伝えているのか。

次に、道々の整備について当別ダムへの道路はどのように計画されているのか。

町長 当別町地内では、蕨岱、金沢が事業化されており中屋、月形町地内の市街地周辺、新石狩大橋を含む当別町界南七号までが、それぞれ調査区间となつてある。国としては新石狩大橋については交通量の現状を見るとき、当別町界までを含み、急ぎ事業化を進めたい旨の情報を得ている。

次に、国道三三七号の整備について町が窓口となり、公民館において地先関係住民と工事内容等の説明会をし、事業に対する理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分については、従来の幅員を変えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

地場産業の育成と企業誘致について

問 道民の森、あるいは当別ダム等の観光資源を地場産業の育成の観点から、開発または当別の特産品を作り出すことは当別の特産品を作り出すこととに町として努力すべきと思うのか。又、観光協会で実施した当別のキャッチフレーズの募集について大きな反応があつたと伺つたが、具体的にどのような動きになつてているのか。又、観光協会で実施した当別のキャッチフレーズの募集について大きな反応があつたと伺つたが、具体的にどのような動きになつてているのか。次に、誘致しようとするとする企業に対しての優遇措

次に、企業誘致条例制定については、蕨岱地区の工業団地計画の進捗状況を見きわめ、早い時期に専門部所の充実、また誘致条例の制定に取り組んでいきたいと考えている。

次に、企業誘致条例制定に取り組んでもらうことを原則とし、協力をいただき成果を挙げている。送迎を求める要望もあるが、他の児童との負担のかかわりもあり、今後の研究課題としたい。

転換を求めてはいかがか。

町長 ダム周辺地域振興対策を現在検討中であり、道民の

森、当別ダムに次ぐ新たな観光資源としての役割を果たすものと考えている。また、新たな特産品の創出に当つては生産物の加工施設等の設置も考え合わせて今後検討する。

次に、キャッチフレーズ募集については、一万三千三百通が応募されており、観光協会では、審査委員会により審査し、採用作品については、町内各種団体のイベントなどを広く利用して、当別町のPRに活用したいと伺つていて。

次に、企業誘致条例制定については、蕨岱地区の工業団地計画の進捗状況を見きわめ、早い時期に専門部所の充実、また誘致条例の制定に取り組んでいきたいと考えている。

次に、カムイジヤンボリー高原開発事業は、昨日も答弁しているが、ゴルフ場についても、十万本にものぼる植樹も計画されており、自然とも共生する計画と考えている。

教育長 通園、通学バスの運行については、昨日村上議員にも答弁しているが、幼稚園の運営方針としては、交通安全と体力づくりの日常化、親子の触れ合いを掲げ、通園指導などについては家庭と協力の取り組んでもらうことを中心とした取り組んでいきたいと考

えて

安全と体力づくり、親子の触れ合いから幼稚園までの送迎は保護者の方に行つていただることを原則としていると言ふ原則論だけでは、もはや通用しないところに來てゐるのではないか。この際町立の幼稚園としても健全で安定したものと考えている。また、新

たな特産品の創出に当つては

問 昨今の宅地造成の点在や集中状況及び住民の要望を勘案した場合、これまでの交通

幼稚園スクールバスの運行について

次に、カムイジヤンボリー高原開発事業について町が窓口となり、公民館において地先関係住民と工事内容等の説明会をし、事業に対する理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

理解を得て施工したものと思つていて。

又、町道との取りつけ部分

については、従来の幅員を変

えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にはほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺つていて。

次に、カムイジヤンボリー

高原開発事業について町が窓

口となり、公民館において

地先関係住民と工事内容等

の説明会をし、事業に対する

自然を生かし、安心して暮らせる まちづくりのために



林 義夫 議員

町政に示す町長の

姿勢について

問 当別町は、伊達邦直公以外の開拓者魂に培われたよき伝統を受け継がれて今日に至っている。今春以来の先輩議員多数が質問されたような、司法の言う競売入札事件のように、今日その伝統が汚辱にまみれたものとしてこのまま残されてよいのか、町長部局の担う払拭の責任とその義務は大きいと感じる。司法の統括を厳粛に受けとめ、真摯に考えることの姿勢を私は概念的なものとしてのみの発言であつて、各論的に示すのか伺いたい。

又、地方自治法に基づく臨時議会開催請求に対し、審査中、裁判中というようなことを理由として開催を避けた。三権分立から言えば司法、

行政、そして議会が持つ立法調査権は独立しており、この点、その認識に大きな誤りがあると考えるので、回答願いたい。

町長 競売入札妨害事件に関しては、既に九月十七日の臨時議会、昨日から三名の議員の方々からの質問に答弁をしたとおりである。

又、臨時会招集請求の取り扱いについては、司法の結果が出た後、六名の議員の方々の考え方を尊重し、九月十七日の臨時会の案件として告示をしている。

高齢者対策と少子化対策について

問 高齢化を押し上げる原因の一つに少子化の問題がある。

これは、本町に限らず全国の問題であり、いわゆる女性の晩婚、晩産と高学歴化、高社会進出化がそれを支えて

いる。若年者に対する対策、それは本町への定着を求めるための魅力ある企業興しが必要だと思う。町に若者を引きとめる産業あるいは工業、商業、従来からの農業に加えて観光資源の開発等が必要だと思ふ。高齢者対策としての町の姿勢は、福祉センターを初め、施設については、平成十一年と回答しているが、高齢者を抱える本町としては、それまでにソフトを早く開発すべきと思う。多くの市町村が、いまや二十四時間体制でヘルプ事業に手を染めようとしているときに、町はそれに対応できるのか。出きなければ、民間委託をするとか、ほかの対策を立てるべきではないのか。又、福祉センターを初め、高齢者対策についての土地取得の進展を伺いたい。

次に、少子化対策についてであるが、昨年の出生率は、一・三三に陥っている。町として、子を産み子育てをどのように支援していくこうとするか。一例として、例えば三人目の出生には報償金を出す制度をつくるとかの方策があると思うが、どうか。

町長 平成十一年度を目標年度に高齢者福祉センターの建設を計画し、高齢者の在宅

サービスの充実を図つていきたい。また、高齢者が安心して在宅で幸せな生活が送れるような在宅介護を充実させるため、保健婦、ホームヘルパーなどのマンパワーの確保を図るなど、ハード面とソフト面の充実を進める。

なお、二十四時間対応のホームヘルパー派遣は、全道



道民の森—一番川地区

サービスの充実を図つていきたい。また、高齢者が安心して在宅で幸せな生活が送れるため、保健婦、ホームヘルパーなどのマンパワーの確保を図るなど、ハード面とソフト面の充実を進める。

まことに人は石垣、人は城である。特に、やる気のある多くの青少年を育てていかなければならないことは、町の方策として非常に緊急の重要事項と思う。平成二年から人材育成委員会が発足しているが、その運営はどうに行われているのか。

次に、道民の森のパンフレットを見ると、どちらかといふと月形地区のPRが多いようである。町が、当別町の立地の中でPRすべきいろいろよい点をアピールすべきではないか、又、昔からの一番川というネーミングは少しばかり時代的にそぐわないと思えば、別途考えてもいいのではないか。そういう工夫をぜひ町観光課が開発して欲しいと考へる。

町長 本町の限りない発展を考えるとき、人材の育成は最

も重要な課題と考えている。平成二年に基金条例を制定し、平成四年から平成七年までに国内及び海外に十二団体七個人を派遣し、研修後は地域などにおいて大きな成果を挙げている。この事業の選考については、当別町人材育成基金の活用推進委員会に関する要綱により七人の委員をもつて審議をしている。

次に、道民の森のPR活動については、当別町においても広く広報に努めている。発議のあつた道が作成したパンフレットは、当別町と月形町が明示されていないことから、地区ごとの町名が不明確なため、今後作成に当たり検討をしてもらうよう要望している。

西当別保育所の改善について

問 日興団地、JR団地から通学路について、昨年六月の議会以来、町にお願いし、教育長より通学路の作成について力添えをいただくというこ

とを了解しているが、その後の進展について伺いたい。

また、従来からの季節保育所である西当別保育所は、実情にそぐわざ常設保育所として衣替えが考えられているや

は、どうなっているのか。

町長 最近の西当別地域の人口増加に伴い、地域住民から施設の拡充とともに老朽化による改築要望がでてきている

ことを勘案し、当別町第三次総合計画の中で計画しているように、常設保育所とし、更に建物についても改築に向け努力していく。なお、建築場所については、西当別僻地保育所の周辺の用地を確保して

いての理解が得られない現時点では、非常に難しいと伺っているので、理解願いたい。

期待できない改善策・再発防止策

島田 裕司 議員



自然保護と

街づくりについて

問 我が町の豊かな自然環境は、町民一人ひとりの財産でもあり、又札幌市を中心とした道央圏の人々にとっても、

かけがえのない自然環境の一

更に、新総合計画に向けて自然を生かした環境にやさしいまちづくりを目指すのであれば、環境条例、景観条例等も今後検討する必要があると考えるが、町長の見解を伺いたい。

町長 本町においては、北海道自然環境と保全条例に基づく記念保護樹木が二本制定されているが、地域としての指定箇所はない。しかし、自然

た中で建設するよう土地所有者と協議中である。

教育長 通学路については、常設保育所に向けて用地購入を予定している福祉保育課とも十分協議したが、団地から

る条例についてであるが、国など上位の法律に関係するこ

とであり、十分な検討が必要と考えている。

町長の政治姿勢について 九月十七日の入札妨害事件に関する臨時議会で、町長は、判決に関して厳粛に受け取ると答弁しながらも、裁判長の判決理由には主觀も入っているので拘束される何ものでもないと答弁し、昨日、

今日の各議員の同様の質問に対しても、まだ構造的、組織的な事件ではなかつたと断言している。更に、昨日の答弁で、町長の認識の中ではこの官民一体ということ、前近藤建設部長と元山本収入役、いわゆる業者との関係を官民一体と捕らえているような答弁があった。官民一体で恒常に不正が行われていたことをどのように理解しているのか、伺いたい。

町長 入札契約制度検討会は、私の道義的責任と助役の監督不十分の責任をとるために答弁している。今回裁判長の指摘は、現職の部長と元収入役の建設会社出張所長がかかわり、予定価格に

近い価格を教示したことが犯罪として裁かれたものと思つており、そのことが裁判長をして量刑の理由の中で、官民一体というような指摘をされたと受けとめている。

町長 町長は、体質的、組織的な問題はなかつたとの認識である。町長の道義的責任と助役の監督不十分の責任を問うために、入札契約制度検討会をつくつたのか。町長の言うように個人的なつながりで今回の事件が起つたとするのであれば、入札契約制度検討会で何を検討し、改善する必要があつたのか。

又、前近藤建設部長の二ヶ月の停職処分と降格処分は、町民にとつて本当に理解できる懲戒処分だったのか。町長の考え方を再度確認する意味で伺いたい。

町長 入札契約制度検討会問題点の検索とより一層の透明性、競争性を確率すべく、具体的な改善策を検討することを目的に設置したものであ

る。

次に、職員の処分について
であるが、職員賞罰及び賠償
審査委員会の具申や上部機
関、顧問弁護士等と相談をし、
妥当な処分をしたものとの考え

問 六月議会の中で、私は退

した後に事件が発覚をし、退職金の返還がされたという事例がないと答弁したものである。尚、この件については、退職手当条例十二条二項のとおりで、返還が必要ないと答

について知っていたのか。
もし、知っていたのであれ
ば、どのような措置をとつた

二度とこのようなことが起らぬよう努める決意を述べている。

ついて見解を述べた。一つは、行政には不正がなく公正、清潔でなければならないこと。

二つ目は、自治法第二条の十三項に記されていようとお

り、少ない財源をもつて効率
良い最大の効果を上げるとい

う条項に基づいて、住民ニイズを採用して政策が有効に機

能すると期待して監査しなければならないと見解を述べた。

その後 平成六年三月の定
例会の時に、総括質問で堀議
員から頸末書の明読、それか

眞から眞元書の眞語。それから
ら辞職願いというものが示さ
れまして、私も完全にわかつ

たということになつた。その後の措置については、後で答

弁したいと思う。

た後で答弁するというの、どう言うことか。

町長は上口顧問弁護士に顧
末書を見せて相談されたのか

次に、この山本氏が有印公文書偽造犯行の動機として、

七月十二日の公選で平成五年七月に行われた町長選挙に向けて情報収集をして自己の出

にて懇親会をして自己の上世を図ろうとしたと供述している。当別町長選に出る予定

（略）

ような内容を知つたのか、伺
いたい。



当別町の自然

額返納になる。明文化されている。間違った答弁をしているので、この点改めて答弁の訂正を求める。

総務部長 泉
亭議員にも答弁したとおり、一般職で退職金を支給

次に、一般職から特別職に引き続いき職員になった場合の特別措置を利用して町費負担分として、六百二十二万三千円を上積みして山本氏に支払われている。この刑事事件で有罪になつたことから、退職金は全額退職組合に返納されることだと思うが、町が特別に支払つた分は、早急に退職組合に返還を求めるべきだ。

特別負担金は組合の給付費財源の確保と職員の年齢構成など、それぞれの市町村間の負担の維持方式であり、退職手当の支給権の内容に直接関係するものではないので、返納があつても当別町に還付すべき事務が発生するものではないという見解をもつてゐる。

たことが結果的には、職員を巻き込んだ事件を引き起こした。言いかえれば、町長は山本収入役の退職の際出された顛末書を知った時点で、犯罪として法的訴追が可能だったにもかかわらず告発せずに秘密裏に問題を処理し、隠蔽工作をしたのではないか。

又、顛末書を見せないで、どういうふうに顧問弁護士に

町長 秘密裏に処理したものではない。議会運営委員会、議員協議会を開催していただけき説明をしている。弁護士については、先ほど答弁したとおり山本元収入役の申し出の事実に基づいて、有印公文書偽造が問題点と判断していくたので、文書の表現の見解を相談した。

しての要請行動を更に強く町長部局とともに続けていくことを申し入れをしておきたい。

といふが、町長の見解を伺ひたい。

町長 弁護士には顛末書は見せていない。有印公文書偽造が問題点と判断をしていたので、文書の表現の見解を相談した。尚、七月十二日の検事の冒頭陳述の中で、動機の一部をとらえて私が非行の事実を知っているような発言であるが、一切かかわりがなく承知はしていない。

般質問通告用紙にあつた住民監査請求に対する質問に対するし、監査委員の立場で見解を述べたいという意味が含まれていたので、その辺、理解願いたい。

総務部長 特別職になるのに上積みをしたいということにはなっていない。尚、特別負担金の返還請求については、退職手当組合の見解としては

利用者の声を充分とり入れた
文化センターを！



柏樹 正議員

れていた有印公文書偽造に係る質問、さかのぼればゴルフ場開発問題にも新たに解明が必要なことが出れば、当然決算委員会等で取り上げていくことを申し述べておきたい。

合の問題が出て、しかも保健所をなくしてセンター化をしていく。そこには専門的な医療関係者の配置も十分行われない。サービスの低下が予想される。財政的な裏づけのない町村への負担強要は、ともにないことがある。私は議長のはからいで、ぜひ議会と

町長 平成七年七月から地方分権推進法が施行され、国から地方自治体への機関委任事務の権限の移管が論議されているが、地方自治体がみずからの責任で決定処理すべき施策、事務の範囲が拡大するすれば、財政制度もそれに

問 地方行革大綱が各自治体で作成、実施に移されるなど全国で進行している。行革の名による国民犠牲の政治は許されない。保健所の統合問題は、私も文教委員長として町長に同行し、道へ赴いて当別保健所の存続を強く申し入れた。道側は、白紙だとは言っているが厳しいものが予想される。全道的に保健所の統合の問題が出て、しかも保健

併を強力に打ち出すなど、本來の自治の拡充に矛盾する動きになつてゐる。したがつて、機関委任事務の廃止を確実に行うこと、業務の拡大に伴う財源と人員の保障、中央の不當な官僚統制を排除する制度保障など、眞に地方自治の拡充に役立つ地方分権になるようには町も運動すべきと考えるが、町長の姿勢について伺いたい。

相談されたのか。
町長 秘密裏に処理したものではない。議会運営委員会、議員協議会を開催していただけでなく、議員の立場を堅持し、今後とも町政を進める所存である。
問 地方行革大綱が各自治体で作成、実施に移されるなど全国で進行している。行革の名による国民犠牲の政治は許されない。保健所の統合問題は、私も文教委員長として町長に同行し、道へ赴いて当別保健所の存続を強く申し入れた。道側は、白紙だとは言つてゐるが厳しいものが予想される。全道的に保健所の統廃合の問題が出て、しかも保健所をなくしてセンター化をしていく。そこには専門的な医療関係者の配置も十分行われない。サービスの低下が予想される。財政的な裏づけがない町村への負担強要は、どちらの立場からいっても議会と議員協議会を開催していただけでなく、議員の立場を堅持し、今後とも町政を進める所存である。
問 地方分権は、今年中にも推進委員会の最終答申が予定されている。地方財源問題は先送りされたり、市町村の合併を強力に打ち出すなど、本来の自治の拡充に矛盾する動きになつてゐる。したがつて、機関委任事務の廃止を確実に行うこと、業務の拡大に伴う財源と人員の保障、中央の不当な官僚統制を排除する制度保障など、眞に地方自治の拡充に役立つ地方分権になるよう、町長の姿勢について伺いたい。
町長 平成七年七月から地方分権推進法が施行され、國から地方自治体への機関委任事務の権限の移管が論議されているが、地方自治体がみずからの責任で決定処理すべき施策、事務の範囲が拡大するすれば、財政制度もそれに

伴つて改革しなければならないと考へており、機会をとらな
えて要望、要請をしていく所存である。

問　　国の来年度予算シーリングでは、軍事費を二・八八%と膨張させ、大手ゼネコン向けを中心とする公共事業は前年度と同額にする。一方、国民には消費税の増税と福祉や教育などの経常経費をマイナス一二・五%と大幅に削減している。平成七年度決算委員会

を経て、平成九年度当別町予算の編成に入していくわけだが、町長の基本姿勢について伺いたい。

産業であり、選挙でも農業問題というのとは、争点になると思う。輸入の自由化によつて自給率がカロリーベースで四六%、世界でも最低レベルだと言われている。日本の農業問題の再建に向けて全力を挙げて自給率も当面六〇%台へ早急にすべきであるというのが、我が党の選挙で国民の皆さんに訴えている姿勢であるが、町長は農業を重視する当別町の代表としてどういう立場で予算編成に向かうのか伺いたい。

向上の立場で議会の力も借りながら関係機関と連携し、国に働きかけていきたいと考えている。

次に、農業振興については平成七年に完成をした農業経営基盤の強化の確率に関する基本的な構想により推進しようと考へており、そのためには、農業者、農業団体の自主的な活動を支援することが重要な活動を支援することが重要と考えている。

老人福祉について

問
国民生活基礎調査によれば、介護者の多くは入浴などの世話を大変だ、家を留守にできないとか、ストレスや精神的負担を訴えている。本来喜ばれるべき長寿が、高齢者の人間としての尊厳を奪つて、家族の憎しみの対象、虐待の対象とすらなっている。国がもつと真剣に早く介護についての保障制度を確立することを望んでいると同時に、町としても、緊急に対応すべき事柄も少なくないと思う。

ハードやソフト部門での対応についても早急に見通しと現実的な対応が今、求められているのではないか。先日、文教委員会と建設委員会で視察を行ったところでは、社会福祉協議会が、この対応をしており、十二時間対応をしているホー

老人福祉について

問 国民生活基礎調査によれば、介護者の多くは入浴などの大変な世話を担当する。できないとか、ストレスや精神的負担を訴えている。本来喜ばれるべき長寿が、高齢者の人間としての尊厳を奪つて、家族の憎しみの対象、虐待の対象とすらなつていて、国がもつと真剣に早く介護についての保障制度を確立することを望んでいると同時に、町としても、緊急に対応すべき事柄も少なくないと思う。

ハードやソフト部門での対応についても早急に見通しと現実的な対応が今、求められ



老人憩の家

保健婦、栄養士などのマンパワーの確保と高齢者福祉センターやデイサービスセンターなどの施設整備を実施しなければならないと考えている。

今後、ヘルパーの勤務時間の変更などによる派遣時間の延長ができるよう取り組みをしていく。

又、社会福祉協議会との連携も大事なことであり、今後相談、協議を十分していきたい。

を得ることができるように福利バスの運行を充実させることを是非、一定の柔軟な対応を含めて強化して欲しい。

十分とらえ柔軟に対応して、
教育について

問　子供たちを取り巻く現状は、日常的に多くの大事な問題があると伺っている。学年が終わってからの放課後の問題点、子供たちは昔は外で大

教育について

問 子供たちを取り巻く現状は、日常的に多くの大事な問題があると伺っている。学校

が終わってからの放課後の問題点、子供たちは昔は外で

達と、あるいは年齢の開きがある場合であっても分け隔てなく外で遊んでいた環境があつたが、今は遊ばない、遊べないという事態が今、親からもそういう童会があつてもそこは満員だと。そこに入れない子供達がどういう生活をしているのか、ということを考えたときに、私は、少なくとも制度を拡充してきたプレイハウスの四年生の対応の問題については、早目に解決すべきであると思う。各地で見られるように児童館をつくって、プレイハウスの制度とそうでない子供達も含めた、その設置の検討が今求められているのではないのか。

いては、堺市の場合、給食の体制の問題で職員が不十分であつたと、指摘されるものがあつたと報道されている。

予測されるのに手を打つていなかつたとすると、行政の責任にもなつてくる。予算がないということで突づねる、これは大変なことであり、十分対応してもらいたい。

町長 本町には児童館は設置されていないが、それに変わる青少年センター及び青少年会館が設置されている。しかし発議のように、学童保育を運営していることから日中は一般の児童の利用ができない状態にある。これらの施設は子供達の活動施設として益々必要になってくると思われるのでも、総合計画の見直しの中で他の施設との調整を図りながら対応していきたい。

次に、病原性大腸菌O-157の安全対策ですが、本町では給食センター保育所、老人ホームなど集団で給食を行っている施設にあつては、日常の衛生管理の徹底と生ものの自粛や熱を加える調理など、予防管理を行っている。

又、町民に対しても引き続き衛生知識の普及を行つていく。公共施設はもとより、民間の関係施設や食品取り扱い

業者等の管理者と密接な連携をとり、衛生と安全を守り予防を徹底する指導をしていく。

教育長 子供を取り巻く社会の状況は、指摘のとおりいろいろの問題を抱えていることは事実であり、家庭と地域社会、学校との連携を密にして、それぞれの問題解決に積極的に努力していく。留守家庭児童会、プレイハウスについては、現在当別は定員八十名、西当別は定員三十名で開設し運営しているが、四年生の受け入れについては、平成九年度に向けて検討し、可能な範囲で対応したいと考えている。

次に、当別町文化センター

問 私は、一般質問で資料要求するのは今回初めてである。

先般、建設部長に資料要求したが、出せないと回答され



千葉 荘康 議員

第三次総合計画の進捗状況は

町長 本町には児童館は設置されていないが、それに変わる青少年センター及び青少年会館が設置されている。しかし発議のように、学童保育を運営していることから日中は一般の児童の利用ができない状態にある。これらの施設は子供達の活動施設として益々必要になってくると思われるのでも、総合計画の見直しの中で他の施設との調整を図りながら対応していきたい。

た。町長は、部下に対して議員の調査権、資料要求を拒否しているのか、どうか。

町長 議員が資料要求する場合は、議長を通じて要求しな

ければならないことが議運で決定した旨議運の委員長から申し出があり、その後の取り扱いについては、これに基づき部局に徹底し取り進めていいので理解願いたい。

町長 第三次総合計画について、町民の負託に答えていこうというような形の中でやつたものについてはやはり高く評価をしたい。やつたもの又、やらないものは何年にするか。それから、財源的にどのくらいかかるのか。これは資料要求とする。

(資料提出)

問 この議会を初めとして、今年度は当別町において、入札妨害事件の不祥事が取りざたされている。議員の皆さん

幅広く町民の方々の意見を取り込めるよう各関係機関等の協力を得る中で、建設用地を初め建物の規模、内容等について協議をいただき、芸術、文化活動の拠点となるような施設建設に向け努力していく

ので、提出できない。

第三次総合計画について

問 第三次総合計画を基本として、町民の負託に答えていこうというような形の中でやつたものについてはやはり高く評価をしたい。やつたもの又、やらないものは何年にするか。それから、財源的にどのくらいかかるのか。これは資料要求とする。

議会を傍聴しましょう

定期会 年4回 3・6・9・12月
臨時会 隨時

このことを教訓としてさらに大きく飛躍して欲しいものだと願つてやまないものである。

当時、山本氏が文書偽造といふような形であった。山本氏が総務部長のとき退職して、収入役になるという。これは本当に知らなかつたのか、知つていたのか。又、退職金関係について、勧奨制度などか。

それから、号俸を上げると

いふのは、職員組合との話し合いがいつなされていつから執行したのか。何年から六十歳定年になり、号俸を加算するようになつたのか。その辺さえはつきりすれば、昨日の質問の問題はある程度理解できると思う。その辺の精査をして答弁願いたい。

町長 当時の山本部長が退職し、収入役に就任することは、時期的問題は定かではない

議員各位の理解を求める行動を記憶している。

次に、退職金に係る制度に基づき、勧奨による特別措置要綱に基づき、勤続年数に応じて二・三号俸の特別昇給を行つていたが、定年制導入に



當別町第3次総合計画

伴い、昭和五十九年十月一日に本要綱を廃止している。現在は、当別町職員の初任給昇格昇給等に関する規則第二十一条第一項第三号に基づき、二十年以上勤続して退職する場合は、一号俸昇給させている。

問 指名委員会で何を基準に選定していくのか。又、指名委員会のメンバーと委員長は

だれであるのか。次に、懲罰

委員会のメンバーと委員長名

は。仮にもしこの入札妨害等

が発生して、関係した人がも

し入っているとするならばこ

れは重大な問題である。そ

うことはないと、私は信じ

ている。

次に、退職金について昨日

議員の質問で町費負担が六百二十二万三千円だと。それは町長一人で決めるのか。定年退職の率の結果六百二十二万三千円町費負担が出たのか。その辺の説明がないと審議をやめることが出来ない。

町長 指名基準について、配付したのでご高覧願いたい。

指名競争入札等参加者は、

指名基準に基づいて業者の選

考をしている。又、当別町建

設工事契約参加者審査委員会

のメンバーは、助役、総務部

長、企画部長、民生部長、経

済部長、建設部長、水道部長、

管理用地課長の八名となつて

おり、委員長は助役である。

次に、職員賞罰及び賠償審

査委員会の委員は、助役、収

入役、教育長と町長が指名し

た、総務部長、企画部長、民

生部長、経済部長、建設部長、

水道部長の九名で委員長は、

助役である。

次に、定年退職金負担金で

あるが、当時の山本総務部長

は定年退職の率で六百二十二

万三千円上積みされている。

尚、退職時の一号俸上積み

制度については、国の制度に

準じて制定したものである。

問 今回の場合は、助役も容疑者で、参考人で呼ばれたはずである。参考人で事情聴取を

受けている。それは、すなわち容疑者である。ただ何もなかつた場合もあるし、それから起訴される場合もある。職員の賞罰委員会は、果たして助役が委員長で適正な状態ができるのか。

町長 助役は、あくまでも参考人として事情聴取されたものである。職員の賞罰及び賠償審査委員会の委員長として適任と認められているところである。又、処分については委員会から答申を受けたところ、議会の理解を得ており、処分は適正なものと考えている。

町長 助役は、あくまでも職務権限での参考人として事情聴取されたものであり、容疑者として事情聴取を受けたという認識は持っていない。

問 入札妨害事件の中で、町民が初の監査請求があつたこと。

これは、地方自治法に基づいて出したものか、どうなのか。

それから監査の内容はどうだったのか。私は、遺憾ながら新聞紙上の事しか知らない。

助役 私は、あくまでも職務

権限での参考人として事情聴

取されたものであり、容疑者として事情聴取を受けたとい

う認識は持っていない。

問 入札妨害事件の中で、町民が初の監査請求があつたこと。

これは、地方自治法に基づいて出したものか、どうなのか。

それから監査の内容はどうだったのか。私は、遺憾ながら新聞紙上の事しか知らない。

これは、地方自治法に基づいて出したものか、どうなのか。

それから監査の内容はどうだったのか。私は、遺憾ながら新聞紙上の事しか知らない。

これは、地方自治法に基づいて出したものか、どうなのか。

それから監査の内容はどうだったのか。私は、遺憾ながら新聞紙上の事しか知らない。

がって、法でいう監査結果の公表並びに報告とは違つて、議会に対しても、又行政に対しても報告する何物もないことを理解願いたい。ただ参考までに、今回提出された住民監査請求について、経過を簡単に説明する。最初、七月十五日に三人の方から監査請求があつたが、形式的な法定要件が不備であり、代表の方に申し上げ取り下げられた。その後、七月三十日に五人の方から提出された。監査委員の結果、何点か不明瞭な箇所があり、十日間程の期間を区切つてその監査請求書の補正をお願いし、補正後の請求書を八月二十日付で正式な受付をした。法律に従つて受理するのか否か、審査をし、結果として当該行為の行つた日の一年以内に該当しないという結論になり、さらに一年を経過したときの正当な理由があるときは、この限りでないという法第二百四十二条第二項のただし書きにも該当しないことを認めて、九月四日付で却下通知をした。

問 中小屋小学校の火災事故について

行為が、不正であるか否かの判断を行う前に、受理以前の却下であつて、請求人にはその理由を通知している。した

議員提案 第5回定例会

道路特定財源堅持・道路等整備促進に関する意見書
※可 決(満場一致) (意見書提出)

請願・陳情 第5回定例会

[審査付託]
(文教厚生常任委員会)
□幼稚園バス運行に関する陳情書
陳情者
栄町町内会
会長 湯浅 初美
他278名

〔審査報告〕
(産業常任委員会)
□「季節労働者冬期援護制度の延長・改善等を
求める要望意見書」の提出に関する請願書
(意見書提出)

請願団体

- ・地元で働く仕事と90日支給復活を要求する北海道連絡会
- ・北海道労働組合総連合
- ・全日自労建設農林一般労働組合北海道本部
- ・地元で働く仕事と90日支給復活を要求する当別の会

代表委員 山田恵美子
堀 梅治
柏樹 正

□季節労働者の雇用と生活安定を求める請願書 (意見書提出)

請願団体
・連合北海道当別地連合会
会長 小林 和歲
紹介議員 村上 弘志

□政府買い入れ米価の大幅引き上げと日本の
米を守るための請願書 (意見書提出)

請願団体
当別農業共同組合

・当別農業共同組合
代表理事組合長

・西当別農業協同組合
代表理事組合長

川村 弘司

委員長 野村 重蔵
堀 梅治
田畠富美男
湯浅 岱一
紹介議員

教育長 中小屋小学校の火災事故により、貴重な教育財産を失ったことは誠に残念であり、町民の皆様並びに議員各位に心よりお詫びする。
教育財産の管理責任については、教育委員会及び教育長にある。今後の対応については、道教育委員会に指導をもらいながら、地域の P.T.A.、学校と十分相談をしながら子供達の授業の体制づくりを確立し、学校運営を正常化させることが第一と考え努力している。

いのか。教育委員会としての責任の取り方、児童の為に、精神的に、肉体的に地域の人方に迷惑をかけないように、その段取りは果たして、しているのか。自分みずからのお育長として責任の取り方といふのは、どういう具合にするのか。

教育長 私の責任について
は、教育財産の管理責任があ
る。

したがつて、千葉議員より
指摘あつたように先例に学び
ながら、今後適切な対応をし
ていきたい。又、中小屋小学校
の整備については、道教育委員会
の指導をもらいながら

公職選挙法について
問 今日、国会は解散になりました。小選区というのは、我々はやつたことがない。
選挙法も変わる。当別から選挙違反を出さない為にも、連座制等の問題について、選挙管理委員会を通して、また機会あるごとにそういう問題を熟読をしてもらいたい。今までの中選挙区制であれば、人の移動があつたとか、そういう話も聞いたことがある。
しかし、あなたにおいては、そういう事がないことは、私分相談し、早い機会に結論を出していきたいと考えている。

けに、もしそういうようなことがあつたとするならば、当然何らかの形で戒め、今後そういうようなことのないよう願いたい。

仮称西当別ルビー幼稚園の申請者、理事長予定者とも、この本会議場にいる宮本勝議員だと、六月議会での島田議員の質問に教育長が答えていた。私は、同僚議員として議員の寄附、出資等、公職選挙法に抵触する恐れがあるのじやないか。公職選挙法に照らし合させて、答弁願いたい。

町長 選挙法の問題については、教訓として学ばさせていただく。

の改正の概要であるが、候補者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯した刑に処せられた場合に、買収等の行為にかかわっていなくても、候補者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに、立候補制限という制裁を科す制度である。尚、連座の対象者は、親族、秘書、それから組織的選挙運動管理者等となつてゐる。

9 · 27	9 · 24 · 27	9 · 20	9 · 19	9 · 18	9 · 17	9 · 15	9 · 13	9 · 12	9 · 11	9 · 10	9 · 9	9 · 8	9 · 7	9 · 6
文教厚生常任委員会	文教厚生常任委員会	文教厚生常任委員会	文教厚生常任委員会	文教厚生常任委員会	文教厚生常任委員会	文教厚生常任委員会	文教厚生常任委員会	建設・文教厚生両常任委員会	建設・文教厚生両常任委員会	建設常任委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会
議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会
議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会
議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会

議会のうごき

あとがき

本号は、九月臨時会の議長選挙・町長、助役の減給条例と、定例会の一般質問を中心で編集しております。

今回の減給条例は、四月十九日、競売入札妨害で職員が逮捕された事件の刑が確定したのを受け、町長、助役が道義的責任と、監督責任で二ヶ月間、三〇%の減給処分をし、今回の一連の関係に一応の結末をみました。

今後も議会として、一日も早い信頼回復に努めておりますので、ご意見等をお寄せください。

皆様方と共に、まちづくりを考え、行動したいと思います。